

議案第 59 号

清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成30年9月11日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに子育て家庭に対する子育て支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき清水町認定こども園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 清水町認定こども園の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
清水町立御影こども園	清水町御影東2条4丁目1番地

(職員)

第3条 認定こども園に園長、その他必要な職員を置く。

(教育及び保育の実施)

第4条 認定こども園における教育及び保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に掲げる子どもに行うものとする。

(時間外保育事業の実施)

第5条 前条により保育を実施している子どもを対象に、保護者の申請を認めた場合において通常の利用時間以外の時間に保育する事業をすることができる。

(一時保育事業の実施)

第6条 第4条により保育を実施している子どものほか、教育及び保育の実施の対象とならない就学前の子どもを一時的に保育する事業をすることができる。

(保育料)

第7条 認定こども園の保育料、第5条及び前条に定める保育料については、清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例（平成 年清水町条例第 号）の定めるところとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第7条の規定は平成31年4月1日から施行する。